

報告 3

長与町監査委員に関する条例及び町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年4月26日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

長与町監査委員に関する条例及び町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町監査委員に関する条例及び町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

（長与町監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 長与町監査委員に関する条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第2条 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

長与町長 吉 田 慎

